

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 所管事務の調査（報告）

(4) 川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正に向けたパブリックコメントの結果報告について

資料1 川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

資料2 川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正に向けたパブリックコメントの実施結果について

令和3年5月21日

健康福祉局

1 概要

(1) 保護施設について

ア 保護施設とは

保護施設は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を実施するために設置される福祉施設であり、同法第38条で、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設の5種類が規定されている。

イ 保護施設の種類

(ア) 救護施設

身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設

(イ) 更生施設

身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設

(ウ) 医療保護施設

医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設

(エ) 授産施設

身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設

(オ) 宿所提供施設

住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設

ウ 市内の保護施設の状況（令和3年4月1日現在）

(ア) 救護施設「ノーマ・ヴィラージュ聖風苑 救護施設」1施設

(イ) 運営主体 社会福祉法人 川崎聖風福祉会

(ウ) 定員 80名

(2) 川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例について

ア 条例の制定について

平成24年4月1日の生活保護法改正により、同法第39条において、保護施設の設備及び運営に関する基準について、省令を踏まえて条例で基準を定めることとされたのを受け、「川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例」が制定された（平成25年4月1日施行）。

イ 条例の一部改正の経緯について

令和3年度の介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定に伴い、介護老人福祉施設、障害福祉サービス施設等に係る基準を定める省令において、感染症や災害発生時における対策の強化に係る規定等が新設されたことを踏まえ、救護施設等においても感染症等への対策強化を行うため、「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」（昭和41年厚生省令第18号）について必要な見直しが行われた。

条例の基となる厚生労働省令の一部改正について令和3年3月31日に公布されたことに伴い、改正内容を踏まえた条例の改正を行うことになった。

2 改正の概要

(1) 省令における救護施設等基準の一部改正

ア 主な改正内容

次の（ア）から（エ）までの事項を救護施設等基準に加える。

なお、感染症等への対応に係る事項（（イ）及び（エ）に掲げる事項）については、生活保護法第39条第2項第3号に掲げる事項として、従うべき基準とされており、その他の事項については参酌すべき基準とされている。

(ア) 適切なハラスメント対策

適切なハラスメント対策への対応を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求めるものとする。

(イ) 感染症や災害の発生時における業務継続計画

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対する適切な処遇を継続的に実施できる体制を構築する観点から、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施等を義務付けるものとする。

(ウ) 災害対応時における地域住民との連携

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、避難等の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

(エ) 感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止

感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関する取組の徹底を求める観点から、対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施等を義務付けるものとする。

イ 経過措置

感染症等への対応に係る事項（（イ）及び（エ））については、救護施設等の事業者の準備期間を設ける必要があるため、令和6年3月31日までの2年8か月間の経過措置を設けるものとする。

(2) 本市における条例改正の考え方

救護施設等の基準を定める理由は、救護施設等における保護の目的を効果的に実現するにあたっては、施設の設備が整備され、素養のある職員の指導により適切な運営がなされることが必要であり、また、救護施設等に対する社会的信頼の確保や、進歩を促すための目標とするべき線を示すためだとされている。

この制度の趣旨を踏まえて、過剰な義務付け等の追加（本市独自の基準）は基本的に行わず、国の基準を踏襲することを基本方針とする。

3 今後のスケジュール（予定）

- 令和3年5月31日 議案提出及びパブリックコメント結果公表
- 令和3年8月1日 条例施行

川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正に向けたパブリックコメントの実施結果について

1 概要

生活保護法に基づく保護施設等の設備及び運営に関する基準は、国の基準（厚生労働省令）を踏まえ、本市が条例で定めておりますが、令和3年3月31日に厚生労働省令の一部改正が公布されたことに伴い、改正内容を踏まえた条例の改正を令和3年8月1日に行うものです。

このことについて、市民その他関係者の皆様からの御意見を募集しました。

2 意見募集の概要

題 名	川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
意見の募集期間	令和3年4月7日（水）から令和3年5月6日（木）まで（30日間）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階） ・各区役所（市政資料コーナー） ・健康福祉局生活保護・自立支援室（パレール三井ビル13階）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階） ・各区役所（市政資料コーナー） ・健康福祉局生活保護・自立支援室（パレール三井ビル13階）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	0通（0件）
電子メール	0通（0件）
FAX	0通（0件）
郵送	0通（0件）
持参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメントの結果、御意見はございませんでしたので、必要最低限の基準を定めた国の基準を踏襲し、当初の考え方のとおり条例改正の手続きを進めます。